

[事案 26-40] 契約解除取消等請求

・平成 27 年 2 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

健康診断で指摘を受けたことを募集人に伝えたにもかかわらず、告知義務違反により契約が解除されたことを理由に、解除の取り消しおよび給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 5 月、三大疾病医療保険および総合医療保険を契約した。その後、胃癌により入院・手術を受けたので、同年 12 月に給付金を請求したが、平成 23 年 7 月に健康診断で「胃潰瘍（疑）」により精査指示の診断を受けていたことを理由に、告知義務違反により契約を解除された。

以下の理由により納得できないので、解除を取り消し、給付金等を支払ってほしい。

- (1)告知手続の際、上記胃潰瘍の疑いの診断がある旨を募集人に伝えたが、「三大疾病でなければ『いいえ』を選択すればよい」と説明を受け、それに従った。
- (2)告知義務についての説明が事前になかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知手続の際、および告知時以前に、募集人は、申立人から告知義務違反となった告知事項を聞いておらず、当該事実について不告知を教唆した事実はない。
- (2)申立人が請求している給付金・三大疾病保険金の支払事由は、告知義務違反となった告知事項と因果関係がないとはいえない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 契約解除の取り消しについて

(1) 告知義務違反

①告知書には「2 年以内に受けた健康診断または人間ドックの結果、以下の臓器や検査について異常（要再検査、要精密検査、要治療を含みます）を指摘されたことがありますか」との質問があり、臓器として「胃」の記載があるが、この質問に対しては、申立人は「いいえ」と答えている。

②しかし、申立人は告知日の約 9 カ月前である平成 23 年 7 月に、バリウム内服による胃造影検査により、胃噴門部に胃潰瘍（疑）、およびその他の異常が指摘され、かつこれらにつき検査や指導、治療を受けるよう、健康診断結果報告書により指摘されている。

したがって、申立人は、告知の際に上記質問に、「はい」と答えなければならないので、告知義務違反の事実が認められる。

③もっとも、告知義務違反により保険会社が契約を解除できるのは、告知者において違反することにつき故意または重大な過失がある場合である。本件では前記のとおり、告知日から 1 年以内に行われた検査であり、その結果が胃潰瘍の疑いという重大な事項であ

るため、申立人が失念しているとは考えられず、また仮に失念していたとすれば重大な過失と判断することができる。よって、保険会社は本契約を解除することができる。

(2) 不告知の教唆

①約款によると、告知者に告知義務違反があったとしても、それが募集人の不告知の教唆や、不実告知の教唆にもとづく場合には、保険会社は告知義務違反による解除権を行使できない。

②申立人は、告知書の記入に際して、募集人が、健康診断の受診結果の告知について「三大疾病でなければいい」と虚偽の説明をし、申立人に不告知を教唆したとして、本契約の解除の無効を主張している。

③しかしながら、募集人は、それを否定しており、また、申立人の主張を裏付けるような証拠は提出されていないことから、不告知教唆の事実があったことを認め、告知義務違反解除の無効を認めることは困難である。

2. 給付金等の請求について

(1)約款上、告知義務違反により契約が解除された場合でも、給付金請求事由が告知事項と明白に因果関係がないことが証明された場合には、保険会社はこの支払いを拒絶できない。

(2)しかしながら、申立人が健康診断において診断された胃潰瘍と発症した胃癌との間に、明らかに因果関係がないとは言い切れず、申立人の給付金の支払請求を認めることはできない。